

加古川市風しん予防接種費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、麻しん風しん混合ワクチン又は風しん単独ワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）に要する任意の予防接種費用の一部を助成することにより、妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族が風しんの免疫を得ることで風しんの妊婦への感染拡大防止を図り、子どもの先天性風しん症候群の発生を予防することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者は、第4条に規定する交付申請の日及びワクチン接種の実施日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載されている者で、次に掲げる者（以下「対象者」という。）とする。ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の対象者及び本要綱に基づく助成を受けたことがある者を除く。

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊婦の同居家族

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、5,000円とする。ただし、接種費用が5,000円を下回る場合は、接種費用を上限として助成する。

(助成金の交付申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加古川市風しん予防接種費用助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、対象者であるかを確認し、対象者である場合は助成金の交付を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合は、助成金に代えて加古川市風しん予防接種費用助成金交付決定通知書兼助成券（様式第2号。以下「助成券」という。）を申請者に交付する。

(助成券の使用期限)

第6条 助成券の使用期限は、助成券の交付日が属する年度の末日までとする。

(助成券の利用等)

第7条 助成券の交付を受けた者は、助成券の使用期限までに、市長が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）にワクチン接種の申込みを行い、助成券を提出するとともに、接種費用から助成額を差し引いた額を支払い、ワクチン接種を受けるものとする。

- 2 指定医療機関は、前項の助成額について、一般社団法人加古川医師会（以下「医師会」という。）に助成券を提出し、医師会は市長に助成金を請求する。

3 市長は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、医師会に対し、助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の場合において、助成金の支払いを受けた者があるときは、助成金を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われたワクチン接種に係る助成金の請求及び支払い並びに交付決定の取消し及び返還については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和4年3月4日健康医療部長決定)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日健康医療部長決定)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。